

## 平成29年 第2回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 18番（大久保もりひさ君） 大項目7項目について一般質問をいたします。

項目番号1、一人親方などの建設従事者の安全と健康を確保することについて伺います。

建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するための建設工事従事者安全健康確保推進法が3月16日に施行されました。同法は、公共工事、民間工事を問わず、国や自治体、企業に労災保険料など、安全と健康にかかわる経費の確実な支払いを求めるものです。中でも、個人事業主として請負契約を結ぶ一人親方も含まれているのが特徴です。

(1)、本市の公共工事における1日当たりの基準賃金——公共工事設計労務単価の状況について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 本市の公共工事における1日当たりの基準賃金につきましては、国土交通省及び農林水産省により、公共工事などに従事した建設労働者などに対する賃金の支払い実態調査に基づき定められた公共工事設計労務単価を基準として、26市で構成されております東京都市建設行政協議会が定めた最新の労務費単価を採用しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） それでは、公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費等の状況について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費等につきましては、時間外、休日及び深夜の労働についての割り増し賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当並びに現場管理費及び一般管理費等の諸経費でございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 公共工事の入札は、最低制限価格に限りなく近い価格を応札した企業等が受注する傾向にあるようでございますので、最低制限価格で落札した企業等においても、労災保険料など、安全と健康にかかわる経費の確実な支払いが履行されると想定できる予定価格を設定するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 総務部長（鈴木秀治君） 市では、不正な低価格入札による手抜き工事の防止、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金、その他労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止するため、予定価格130万円以上の工事請負契約につきましては、原則、最低制限価格制度を設けております。工事の設計金額の積算に当たりましては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行っております。

また、予定価格の設定に当たりましては、適正な積算に基づく設計金額の一部を控除するいわゆる歩切りは行わず、公共工事の品質や工事の安全の確保を図っており、今後につきましても、建設業の健全な発展を阻害することのないよう努めてまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、本市の公共工事における安全確保に関する経費の積算について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 本市の公共工事における安全確保に関する経費につきましても、必要な法定福利費相当額を適切に反映した公共工事設計労務単価を用いて積算しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 御答弁のとおり、2月10日に国土交通省が発表した、本年3月から適用する公共工事設計労務単価のお知らせには、公共工事設計労務単価の決定に当たり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費（本人負担分）相当額を適切に反映していると記されていますが、その対象に一人親方も含まれていることについて、本市の認識を伺います。

また、一番弱い立場である一人親方にも関連する経費が確実に支払われるための取り組みについて伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 本市が採用している公共工事設計労務単価には法定福利費相当額が適切に反映されており、一人親方もその対象に含まれるものと認識しております。

また、本市の公共工事におきましては、受注者に施工体制台帳の写しを提出していただき、各下請人の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況等を確認しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、年度末を控えた2月に工事現場での事故が多発する傾向にあると聞いておりますが、本市の公共工事における対応や配慮などについて伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 工事現場での工期の設定に関する事故防止対策としましては、発注時から適切な工事期間の設定を行うとともに、年度末など、同時期に工事が過度に集中することを避けるため、施工時期を平準化するなど、計画的な発注を実施しております。

なお、本市の公共工事では、2月ごろの年度末に事故が多発するといったことはございません。

○ 18番（大久保もりひさ君） (4)、建設工事従事者安全健康確保推進法を通じて、一人親方を含む建設従事者の安全と健康の確保と、工事単価の適正化の流れを民間工

事にも波及させるべきであると考えます。市の見解と取り組みについて伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 本市の発注する公共工事につきましては、安全及び健康に関する経費を適切に工事設計労務単価に反映させるとともに、安全及び健康の確保に配慮した工期設定などの対応を引き続き行ってまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 建設工事従事者安全健康確保推進法が施行された背景には、他の業種に比べて労災死亡事故の発生件数が多いという建設現場の深刻な現実があります。実際、平成27年には、全業種の3割強を占める327人の建設現場労働者が亡くなりました。1日に1人のとうとい命が失われていると言われるほど、常に重大なリスクに直面しているだけに、設計・施工の段階で安全と健康に必要な措置を講じることを同法の基本理念とした意義は大きいと思います。とりわけ一人親方にとっては心強いのではないのでしょうか。一人親方は、雇用者ではなく、元請企業などと雇用契約を結んで働く個人事業主であり、特別に任意加入しない限り、労災保険による補償は受けられません。労災保険に未加入なら、けがをしても、治療費は自己負担となります。とはいえ、元請に処遇改善を求めることは現実的には難しいようであります。立場の弱い一人親方をどう守るか、この点が今回の法整備の柱の一つになったということは言うまでもありません。

公明党は、関係者からのヒアリングを重ねるなど、法律の成立を強力に推進してきました。危険な現場に身を置く人たちが希望と誇りを持って働ける環境づくりこそ、公明党の目指すところであります。この法律の趣旨に従って、まずは公共工事における建設従事者の安全と健康の確保と工事単価の適正化の流れをつくり、そして民間工事においてもその流れを波及させるべきであると考えます。

先ほど公共工事については御答弁いただきましたので、民間工事についての考え方をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ **市民部長（西山 誠君）** 法律の趣旨を民間工事に波及させることにつきましては、まず国の責務において行うものと考えております。そういう意味で、労働基準監督署に問い合わせをさせていただきました。その結果、労働基準監督署において、各建設関連団体に制度の周知を図ると聞いております。市におきましても、国・都の動向を踏まえまして、市広報等での制度のPRについて検討してまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 建設工事従事者安全健康確保推進法は、公共工事、民間工事を問わず、国や自治体、企業に労災保険料など、安全と健康にかかわる経費の確実な支払いを求めるものですので、例えば工事にかかわる全ての建設現場労働者の名簿を提出させて、ヒアリングやアンケートを実施することなど、本市が直接チェックできる仕組みをつくるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ **市民部長（西山 誠君）** 建設現場労働者の名簿の提出とか、ヒアリングやアンケートなどで、本市が直接チェックできる仕組みづくりにつきましては、現在のとこ

ろは、市の権限の範囲ではまだまだ課題が多いと考えております。これも今後、国の動向の見きわめながら研究してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 項目番号2、ランドセル購入費などの補助金を小学校入学前に支給することについて伺います。

4月4日、文部科学省は、特に所得が低い世帯に向けた義務教育の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）について、ランドセル購入費など小学校入学準備のために、多額のお金を用意しなくても済むよう、3月以前の入学前の支給を可能とすることと、来春の新1年生から適用されると発表しました。中学校の場合、既に入学前に支給可能とされています。

文部科学省は、3月31日付で補助金交付要綱の改正を行い、補助の対象に「就学予定者の保護者」を追加して、小学校の入学開始前に支給ができることを明記した通知を都道府県教育委員会宛てに出しました。通知では、今年度の補助金の単価が小・中学校ともに前年度対比で約2倍に増額されたことも周知されています。

(1)、本市における要保護児童生徒援助費補助金の新入学学用品費の負担割合の現状について伺います。

○ 教育部長（石田昭男君） 要保護児童生徒に対する新入学学用品費の負担割合につきましては、生活保護費から支給される場合、国が4分の3、市が4分の1となっております。就学援助費により支給される場合は、国が2分の1、市が2分の1となっております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 準要保護児童生徒援助費補助金の新入学学用品費の負担割合の現状を伺います。

○ 教育部長（石田昭男君） 準要保護児童生徒に対する就学援助費の新入学学用品費の負担割合につきましては、全額市の負担となっております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、同補助金の支給の現状について伺います。

○ 教育部長（石田昭男君） 生活保護費を受けている要保護児童生徒につきましては、3月に支給されております。また、生活保護受給者以外の要保護児童生徒はおりません。

○ 18番（大久保もりひさ君） 準要保護児童生徒援助費補助金の支給の現状について伺います。

○ 教育部長（石田昭男君） 準要保護児童生徒に対する就学援助費の新入学学用品費につきましては、8月支給となっております。平成28年度は、小学生89人、中学生102人に対して支給しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、平成30年度に向けた本市の対応について伺います。

○ 教育部長（石田昭男君） 就学援助費の新入学学用品費の支給につきましては、次回は入学前に支給できるよう準備してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 公明党は、子供の貧困対策の観点から、就学援助の拡充を一貫して推進してきました。小学校入学前におけるランドセル購入費などの新入学学用品費の支給については、3月10日の衆議院文部科学委員会において、公明党の富田茂之議員が、自治体独自の判断で実施する場合、国庫補助の対象になっていないことを指摘し、政府に対して、国が要綱を変えればできる、早急に検討をと主張したところ、義家弘介文部科学副大臣は、検討を行っているとの従来の見解から大きく踏み込み、速やかに行いたいと答弁したことで、3月31日付の補助金交付要綱の改正となったものであります。この経緯から、要保護児童生徒だけでなく、準要保護児童生徒に対しても、平成30年度の入学前に準備するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（石田昭男君） 準要保護児童生徒に対する就学援助費の新入学学用品費の支給につきましても、次回は入学前は支給できるよう準備してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 入学前の児童の把握とか、あとプログラムの変更など、費用を伴う取り組みもあって、非常に大変だと思いますけれども、ぜひ平成30年度の入学前の準備を期待しております。よろしく願いいたします。

(4)、対象世帯への周知について伺います。

○ 教育部長（石田昭男君） 就学援助費の新入学学用品費の入学前支給を実施する際には、市広報及び市ホームページに掲載するとともに、新中学1年生につきましては、在籍小学校を通じたお知らせの配布など、そして新小学1年生につきましては、就学時健康診断時にお知らせを配布するなどにより周知を図ってまいります。

しても、就学時健康診断時などにお知らせするべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（石田昭男君） 準要保護児童生徒に対しましても、就学援助費の新入学学用品費の入学前支給を実施する際には、市広報及び市ホームページに掲載するとともに、新中学1年生につきましては、在籍小学校を通じたお知らせの配布など、そして新小学1年生につきましては、就学時健康診断時にお知らせを配布するなどにより周知を図ってまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 項目番号3、中学校における部活動指導員制度の活用について伺います。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第4号）が本年3月14日に公布され、4月1日から施行されました。今回の改正により、中学校等におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員が制度化されましたが、その狙いとして、教員の負担軽減があるようです。経済協力開発機構（OECD）の調査によると、1週間当たりの教員の勤務時間は、参加国・地域の中で日本が最長であり、部活動など課外活動の指導時間は平均の3倍以上であったとのことであります。また、文部科学省が4月に発表した教員勤務実態調査でも、国が示す過労死ラインとされる週20時間以上の残業を行った中学校教員は約57%に上ったとのことであります。

(1)、部活動指導員について。①、法令上の立場について伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 部活動指導員につきましては、学校設置者が定めることになっており、本市では、稲城市立中学校部活動指導員設置要綱におきまして、所属職員以外の者で、事務職員を除く所属職員の部活動の補助として、校長が指導業務を委嘱した者であり、部活動において校長の監督を受け、技術的な指導に従事する者と定めております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 部活動指導員は、学校職員として、学校教育法の施行規則に規定されていると聞いていますが、本市においても学校職員と位置づけられているのでしょうか、伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 本市において、部活動指導員は、学校教育法施行規則に規定されているいわゆる学校の職員と位置づけられております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 非常に微妙な表現で、いわゆる学校の職員です。どちらが法令上の正しい表現か、私もわからないのですが、認識はよくわかりました。

②、報酬について伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 部活動指導員の謝礼につきましては、2時間以上の指導を行った場合、1回当たり2,300円でございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 謝礼として報酬が支払われているとの御答弁でございましたが、部活動指導員が学校教育法の施行規則に規定されている学校職員であれば、賃金として支払われるべきであると考えます。いわゆる学校の職員というのがどこに当たるか、なかなか判断が難しいところではありますが、市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 賃金で支払いを行いますと、兼業兼職の問題が生じる可能性があります。具体的には、部活動指導員が他の仕事を持っている場合、

市との雇用契約となり、公務員法に抵触し、兼業兼職が認められないこともあります。謝礼での支払いにはこの問題は生じません。賃金での支払いにより、結果として、対象となる人材の確保がより難しくなる可能性がございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） その説明はよくわかりました。

③、生徒を試合などに単独で引率することについて伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 部活動指導員の単独による引率につきましては、公式戦を除いた市内における活動について、引率可能としております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 公式戦や市外への引率は教員でなければならないとのことだと思いますが、確認させてください。

また、部活動指導員が単独で生徒を引率できるように、日本中学校体育連盟などの団体が大会規則の改正について協議・検討されていると伺いました。市が把握されている情報について伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 公式戦や市外への引率につきましては、現在、教員でなければならないと、市では規定しております。また、部活動指導員が単独で生徒を引率できるように、日本中学校体育連盟などの団体が大会規則の改定について協議・検討されている件につきましては、現段階では説明な説明はいただいております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 報道のほうが先に行っているようで、実際に正式には来ていないということがわかりました。それでは、各団体の大会規則が改正されて、部活動指導員が単独で生徒を引率することが可能になった時点で、速やかに実行すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 各団体の大会規定が改正されて、部活動指導員が単独で生徒を引率することが可能になった時点で、国、東京都、他市の動向を踏まえ、検討してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） ④、部活動の顧問につくことについて伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 部活動指導員が顧問につくことにつきましては、稲城市立中学校部活動指導員設置要綱におきまして、「校長は、部活動顧問を当該学校教員が務めることが不可能な場合に限り、教諭などの顧問を置かず、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。ただし、部活動指導員を顧問に位置づける場合には、当該部活動を担当する教諭などを指名し、用具、施設の点検・管理、部活動の管理運営、保護者などへの日常的な連絡、年間・月間指導計画の作成を担当させるものとする」と定めております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今の御答弁では、本市では、校長は部活動指導員を顧問に命じることができると要綱には明記しているけれども、教員が顧問を務めることが不可能な場合に限定しているということでございました。ただし、私は、教育委員会が本気で教員の負担を軽減しようと考えておられるのならば、教員が部活動の経験者でない場合は、校長は部活動指導員を顧問に命じることができるよう、要綱を改正するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 学校は、部活動を学校教育の一環として設置しており、部活動を通じた生徒とのかかわりも意義深いものがあり、教員自身にも大変貴重な体験となる場合もあります。よって、経験者であるかないかだけで、顧問に適しているかを判断しているわけではございません。顧問を決める際にも、校長は、所属職員とよく話し合い、意思や適性、家庭の状況など、さまざまなことを考慮しつつ決めていきます。このような経緯から、実際には不可能な場合というのは若干幅がありますので、この件で要綱の改定とまでは現在考えておりません。

○ 18番（大久保もりひさ君） もうちょっと聞き方を変えればうまくいったのかと思わないでもないですが、次へ行きます。

(2)、部活動指導員を配置することによる生徒へのメリットについて伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 部活動指導員の配置により期待される効果といたしましては、生徒がより専門的な指導を受けられることにより、知識の習得や技能の向上が図られることや、生徒が教員以外の地域などの大人の方と触れ合うことにより、健全な心身の育成が図られることなどが挙げられます。

○ 18番（大久保もりひさ君） そういう視点はわかったのですけれども、部活動指導員を配置することにより教員の負担軽減が図られるということがありますので、そういうことによる生徒へのメリットについても伺いたいと思います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 部活動指導員を配置することにより生じる教員の負担軽減による生徒へのメリットにつきましては、教員が部活動の指導に使っている時間を、他の生徒と向き合うことや、補習を行う時間の確保ができること、授業の準備にさらに時間が割けるために、よりよい授業が期待できることなどが挙げられます。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、部活動指導員にふさわしい人材の確保について伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 部活動指導員につきましては、指導するスポーツや文化活動などに係る専門的な知識や技能を有するとともに、学校教育に関する十分な理解を有する人材が適当であると考えており、各学校におきまして、必要に応



じて部活動指導員として適当な人材の確保に努めております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 各学校において、必要に応じて人材の確保を行っているとの御答弁でしたが、必要な人材は確保できているのでしょうか。実際に学校から教育委員会に対して、部活動指導員が確保できなくて困っているという相談はなかったのでしょうか。課題とあわせて伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 現段階では、学校より教育委員会に人材確保の件で相談は来ておりません。

課題としましては、学校が人材確保で困った際に、教育委員会として必ずしも対応できるとは限らないことです。

○ 18番（大久保もりひさ君） 私は、稲城市教育委員会が人材バンクをつくって、継続的に人材の確保を図り、各学校からの要望に応えることができるような仕組みをつくるべきであると考えております。

ちょうど先日6月11日付の朝日新聞には、中学校の部活動に詳しい首都大学東京の西島准教授のインタビュー記事が掲載されていました。その中に、本年2月～3月に実施された、部活動指導員をどう確保しているかを聞いたアンケート結果が記載されておりました。協力した10都県122教育委員会においては、「学校の希望に応じて都県教育委員会が派遣している」というところが20%、「区市町村教育委員会で人材バンクをつくり派遣している」と答えられたのが4%でございました。

東京都教育委員会が稲城市の学校の希望に応じて派遣してくれればよいのですが、それが困難な場合は、例えば体育課が窓口となって、稲城市体育協会から部活動指導員にふさわしい人材を紹介していただくということによって人材の確保を図ることなどが考えられます。市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 御指摘のとおり、継続的に人材を確保する仕組みがあれば、各学校からの要望に応えることも可能ですが、この方法が本市や各学校の実態に適しているかは、今後研究してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） (4)、部活動指導員の報酬の予算化について伺います。

○ 教育指導担当部長（渡辺恭秀君） 平成29年度の部活動交付金におきまして、部活動指導員の謝礼を単独で予算化はしておりませんが、協会加盟費、大会参加費などを合わせた各学校への交付金として784万6,000円を計上しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 部活動指導員の謝礼を単独で予算化していないとの御答弁でございましたが、平成27年度における部活動交付金の決算額をもとに、部活動指導員の謝礼の金額と交付金に占める割合について伺います。そして、その謝礼は

どのようにして支払われたのか、具体的に説明してください。

○ **教育指導担当部長（渡辺恭秀君）** 平成27年度部活動交付金の決算額は644万5,322円であり、外部指導員交付金は313万4,900円で、部活動交付金全体に占める割合は48.6%です。謝礼という形で支払いました。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (5)、市内の各公立中学校に部活動指導員を学校職員の顧問として配置して報酬を払い、日常の技術指導はもとより、市内の試合などに単独で引率できるようにすることにより、教員の負担軽減を図るとともに、生徒の充実した部活動の体験が期待できますので、その点を考慮すると、この事業はより推進するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ **教育指導担当部長（渡辺恭秀君）** 部活動指導員の配置により、教員の負担の軽減や生徒の専門性の向上が期待できることから、部活動指導員の配置は有効であると考えますが、一方で、教員が直接部活動の指導にかかわることは、生徒の健全育成を図る上で大きな意義を持つことから、教員の顧問配置の状況を踏まえ、判断してまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 教員の顧問配置の状況を踏まえて部活動指導員の配置について判断するとの御答弁でございましたが、部活動指導員の制度は、平成27年に中央教育審議会が、外部人材を活用するチーム学校の答申の中で部活動指導員の創設を提言したことにより、文部科学省が学校教育法の施行規則を改め制度化したものでありますので、チーム学校としての教員同士の連携・協力が必要不可欠であると考えます。つまり、教員を顧問に配置する際には、日々の練習や試合等への引率などにより、一部の教員に負担が偏ることのないように、部活動への顧問の配置を行うべきであると考えます。そのためには、部活動における教員の顧問配置に関して、全ての教員が平等に出勤し、公平に時間を使い、肉体的・精神的な負担を全ての教員で共有するべきであるとの方針を稲城市教育委員会が打ち出すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ **教育指導担当部長（渡辺恭秀君）** 教員の職務は、学級担任、体育的行事、文化的行事、生徒指導、教育課程の管理、教育相談、特別支援教育、保健指導、宿泊行事、教科担当、学年主任など多岐にわたり、その一つに部活動があります。校長は、それぞれの教員の経験や適性などを総合的に判断して分担させています。教育委員会としては、学校に対して、今後も、一部の教員に負担がかかることのないよう、全体のバランスを考えた役割分担を進めるよう指導してまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 確かに、教員の方にはさまざまな仕事があると思うのですが、時間的な拘束ということを考えると、部活動が一番大きいと私たちは見ておりますので、そこをよく考慮していただいて、各校長にはお話ししたいと思

います。

(6)、スポーツクラブや各分野の教室などに通う中学生がふえていることにより、部活動に参加しない生徒がふえてきていると聞いています。また、部活動指導員の報酬を際限なく捻出することもできないと考えますので、本市教育委員会として、部活動指導員を配置する部活動を限定することにより、将来にわたり維持する部活動として明確にするべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ **教育指導担当部長（渡辺恭秀君）** 部活動指導員を配置する部活動を限定することにつきましては、それぞれの中学校におきまして、教員の専門性、設置部活動の種類や数、生徒のニーズ、部活動指導員の確保、施設・設備の状況などの実態が異なりますことから、今後の研究課題とさせていただきます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 私の通告の質問の意図と答弁が少々ずれているように感じておりますので、再度、改めて質問いたします。

本市教育委員会として、部活動指導員を配置する部活動を限定するというのは、さきにも質問しましたように、各学校で将来にわたり継続させる部活動を選定するということを指しております。そして、選定した部活動に必ず部活動指導員を配置する予算を講じていれば、顧問をしていた教員が他校に異動した場合や、校長や教員などの判断により、その部活動を中止するということがなくなると考えます。本市は、指定校制であります。中学校においては、部活動の選択により指定校変更が可能としています。しかしながら、中学校に入学したところ、前年度顧問についていた教員が他校へ異動したために当該部活動に入部することができなかつたり、入学年度は入部できるけれども、2年目には廃部や活動休止となるようなことが起きたりしている状況を早急に改善しなければ、中学校や稲城市教育委員会の信用問題になりかねないと考えます。

まずは各中学校において、将来にわたり継続する部活動を選定していただきたいと考えます。例えば、競技人口の多い種目や、多くの中学校に設置されている部活動、当該校において伝統や実績のある部活動などを選定して、公表するべきであると考えます。そして、その部活動に教員の顧問を配置することができなければ、必ず部活動指導員を顧問として配置することにより、中学生が安心して部活動を選ぶことが可能になりますし、教育の一環として、中学生の健全育成に寄与することができると考えます。本市においては、教育委員会が中心となって、6校の中学校校長と協議して、部活動継続の仕組みを構築するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ **教育指導担当部長（渡辺恭秀君）** 御指摘のとおり、公立学校ではどうしても教員の異動が部活の存続に直接かかわることがあり、部活動の選択により学校の指定校変更が可能ということも踏まえますと、学校として、部活動の継続については重要なことと認識しております。将来にわたり継続する部活動の仕組みについては、今後、中学校校長会と協議しながら、研究していきます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 検討と言っていたかたかったのですが、なかなか進まないようで、とりあえずは研究ということで、また時期を見て質問させていただきます。

項目番号4、スマホなどの携帯端末を無料で充電できるスポットの設置について伺います。

東京都と都環境公社は、平成27年度、誰もが気軽にスマホなどの携帯端末を充電することができるスポット、シティチャージを設置しました。シティチャージは、太陽光パネルや蓄電池、LED照明、携帯端末の充電ケーブルを装備し、太陽光パネルで発電した電気を蓄電池にため、スマホなどを充電する仕組みで、夜間はLED照明が点灯し、災害時には非常用電源としても活用できます。今年度、東京都は、携帯端末の充電スポットの設置を希望する自治体が自立型ソーラースタンドを設置する際、都が費用の10割を補助すると聞いています。

(1)、駅周辺や公共施設、観光スポットなど、市内にお越しくくださる観光客へのおもてなしの視点からの自立型ソーラースタンドの設置について、市の見解を伺います。

○ 市民部長（西山 誠君） 御質問の自立型ソーラースタンドの設置につきましては、東京都環境局が、スマートエネルギー都市の実現に向け、再生可能エネルギーの普及啓発を目的に、公益財団法人東京都環境公社に委託し進めている事業でございますが、現在、これまでに実証実験として設置したいいわゆるシティチャージャーの検証を行っている東京都環境公社より伺っております。この自立型ソーラースタンドは、携帯端末の充電が可能なことから、市内にお越しくくださる観光客へのおもてなしや市民の皆様の利便性向上の一つとなると認識しておりますが、これまで設置された事例では、集客力の高い観光名所や遊園地などに設置されており、当市でも効果ある場所の選定や維持管理面の課題もございますので、実証実験の経過や飲食店等の民間施設での設置事業の動向も注視しながら、研究に努めてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今年度の（仮称）稲城市観光協会設立に向けた検討協議会において、市内を回遊される観光客へのおもてなしの手段の一つとして検討されてはどうでしょうか。御所見を伺います。

○ 市民部長（西山 誠君） 今お話にありました（仮称）稲城市観光協会設立検討協議会において、市内を回遊される観光客へのおもてなしの手段の一つとして検討することにつきましては、先ほど述べました課題等もございますので、実証実験とか他の先行例や機器の制度、補助制度の進捗などをよく見据えまして、研究項目に取り入れていくということを検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、稲城長沼駅や南多摩駅、矢野口駅など、土地区画整理事業地内における活性化や利便性向上、防災面、防犯面などの視点からの自立型ソーラースタンドの設置について、市の見解を伺います。

○ **都市基盤整備担当部長（久家 康君）** 稲城長沼駅・南多摩駅・矢野口駅につきましては、土地区画整理事業による都市基盤の整備とともに、新たに生み出された公共空間や施設を活用した駅周辺の活性化やにぎわいの創出が必要であると考えております。自立型ソーラースタンドの設置につきましては、再生可能エネルギーを活用し、平常時だけでなく災害時にも携帯端末の充電や照明点灯が可能であり、その機能の有効性は認識しております。しかしながら、新たな試みでもあることから、環境負荷低減の効果や携帯端末の充電ケーブル及び蓄電池の維持管理など、さまざまな課題もあることから、引き続き東京都の動向を注視するとともに、関係部署と連携し、慎重に検討する必要があると考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 東京都環境公社は、平常時だけでなく災害時にもスマートフォンなどの充電や照明点灯が可能な自立型ソーラースタンドを設置する区市町村に対し補助を行う予算を組んでおられます。例えば、稲城長沼駅南側のロータリーや広場の整備にあわせて建設することが想定される公衆便所に隣接して自立型ソーラースタンドを設置すれば、平常時は防犯灯としての役割を果たすでしょうし、市内を回遊される市民や観光客にも喜ばれるでしょう。そして、災害時にはさらに役立つことと考えます。私は、すぐに実施するべきであると申し上げているわけではありません。今後の稲城長沼駅や南多摩駅、矢野口駅など、土地区画整理事業地内における整備を検討する際にあわせて検討するに値する事業であると考えていることから、提案しているわけでございます。再度、御所見を伺います。

○ **都市基盤整備担当部長（久家 康君）** 南武線3駅地区は、市民生活の重要な交通結節点の役割を担うだけでなく、稲城市を訪れていただく方々の玄関口ともなります。このため、駅前周辺には安全・安心で利便性の高い施設の拡充が望まれていると認識しております。御提案の自立型ソーラースタンドにつきましては、実証実験を行った東京都環境公社に伺ったところ、実証実験中のメンテナンスは、問い合わせや事故、クレーム対応も含め、設置事業者である企業が行っておりましたが、携帯接続端子の破損、雨天時にも充電が可能な充電ボックスの改良、台風などでも倒れない設置場所の検討、蓄電池の耐用年数など、課題もあると伺っておりますので、東京都の動向やほかの自治体での設置状況を引き続き注視してまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 項目番号5、マンションへのAEDの設置促進策について伺います。

公共施設などのAEDを設置した施設が近隣にない方々から、マンションにAEDを設置する際の補助制度などの創設を求める声があります。

(1)、公共施設におけるAEDの設置状況について伺います。

○ **消防本部消防長（田中誠一君）** 公共施設におけるAEDの設置状況でございますが、小中学校、文化センター、図書館など、41カ所に設置しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） それは全ての公共施設に設置されているということでしょうか、伺います。

○ 消防本部消防長（田中誠一君） 市では、AEDを全ての公共施設に設置していませんが、日常的に多くの市民が利用する公共施設として、ふれんど平尾、城山体験学習館、総合体育館や各文化センター、また市役所、学校教育施設や市立病院などにAEDを設置しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、市内のマンションにおけるAEDの設置状況について伺います。

○ 消防本部消防長（田中誠一君） 市内のマンションにおけるAEDの設置状況でございますが、消防本部で把握している範囲では、若葉台ワルツの杜、ロイヤルパークス若葉台、ビューパレー向陽台など、19カ所に自費で設置されております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 19カ所のマンションに自費で設置されているとのことですが、稲城市ホームページのいなぎマップに掲載されているのは何カ所で、掲載されているマンションと未掲載のマンションの違いについて御説明ください。

○ 消防本部消防長（田中誠一君） 掲載されているマンションは7カ所で、掲載されていないマンションにつきましては、みずからのマンションに居住する方のために設置していることから、掲載について御承諾をいただけなかったものでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 稲城市消防本部ではどのようにしてマンションへのAED設置を推進されているのか、伺います。

○ 消防本部消防長（田中誠一君） マンションへのAEDの設置推進でございますが、救命講習や消防訓練、防災訓練の際にAEDの必要性について説明し、設置促進を図っております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、マンションを除く民間施設におけるAEDの設置状況について伺います。

○ 消防本部消防長（田中誠一君） マンションを除く民間施設のAED設置状況でございますが、消防本部で把握している範囲では、社会福祉施設、診療所、各駅、温浴施設、コンビニエンスストアや大型店舗など、97カ所に設置されております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 97カ所の設置とのこと、大変ふえてきたように思いますが、以前にも一般質問をした際に、長時間営業しているコンビニエンスストアやファミリーレストラン等への設置には、オーナーへの働きかけが不可欠であると申

上げました。これまでの設置推進の取り組みについて伺います。また、今後の予定についても教えてください。

○ 消防本部消防長（田中誠一君） 24時間営業を行っております店舗などへの設置推進につきましては、平成26年7月に平尾のコンビニエンスストアにて設置されておりますAEDを市民の方が活用した救急事例がございました。このような事例をもとに、24時間営業の店舗の所有者などには設置依頼の通知を行うなど、設置推進に努めております。今後も、市民の救命率向上を目的とした救命講習にあわせ、新たに建設された事業所や24時間営業の店舗などへのAED設置協力について働きかけてまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） (4)、マンションへのAED設置促進のための補助制度などの創設について、市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（田中誠一君） マンションへの補助制度につきましては、一定規模以上のマンションが建設された場合、宅地開発等指導要綱に基づき、設置されているマンションや管理組合が設置しているマンションもあることから、補助制度の創設につきましては現時点では実施する予定はございません。

○ 18番（大久保もりひさ君） 例えば、公共施設やコンビニエンスストアなどのAEDを設置してくださる場所がなく、マンション等の住宅のみの地域については、住民以外の誰でも利用することができるAEDを設置してくださるマンションについては、公共性の観点から、購入費などの補助制度を創設するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 消防本部消防長（田中誠一君） AEDにつきましては、平成16年7月から一般の方も使用できるようになり、市内においてもAEDを活用した奏功事例により、救命率向上につながっております。このことから、市といたしましても、平成17年から市内の公共施設への設置や民間施設への設置促進に努め、マンションにつきましても、管理組合などにおいて既に設置されておりますマンションもあることから、補助制度の創設につきましては考えておりません。

○ 18番（大久保もりひさ君） 項目番号6、知的障害者の将来の安心を確保するための公的支援について伺います。

知的障害のある方の御家族が心配されているのは、将来自立していくことができるかどうかということであります。

(1)、居場所について。①、現状と課題について伺います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） 知的障害者の居場所の現状につきましては、障害者総合支援法に基づき、日中活動を支援するための障害福祉サービスがございました。障害

の程度や特性に応じて、生活介護や就労継続支援、就労移行支援などがございます。また、市の補助事業により、稲城市社会福祉協議会が実施している地域活動支援センターでは、創作活動や社会との交流などの活動プログラムの実施や、障害者間の交流のたまり場としてオープンスペースの開放を行っております。課題につきましては、こうした居場所へのニーズがふえていることから、さらなる居場所の確保が課題であると認識しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 市外に居場所を求めておられる方々の現状について伺います。また、現状、不足していると認識されている居場所の種類や規模などについても伺います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） 市外に居場所を求めている方々の現状につきましては、主な福祉サービスでは、生活介護が57人、就労継続支援A型事業が12人、B型事業が86人、就労移行支援が35人でございます。

また、居場所につきましては、現時点では市外の事業所を含め、必要な方には確保されているものと認識しております。しかしながら、将来的なニーズが見込まれる福祉サービスもございますので、引き続き、居場所の確保について事業所等と協議・検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 想像した以上に市外の施設を利用されているということがわかりましたので、本当は市内に全部できればいいのですが、なかなかいろいろな種類がありますので、市外もうまく活用しながらということになると思いますが、あくまでも利用者の立場に立って、これからも推進していただきたいと思えます。

②、今後の取り組みについて伺います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） 今後の取り組みにつきましては、引き続き第4期稲城市障害福祉計画に基づき、事業者等と協議しながら、新たな確保策を検討してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今後検討されるスケジュールについて伺います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） 平成29年度は、第4期稲城市障害福祉計画の実施及び進捗状況を確認し、第5期稲城市障害福祉計画の策定に向けた協議・検討を行ってまいりますので、引き続き事業者などと協議しながら確保策を検討していくものと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 軽度の知的障害者の方の中には、現状の支援を受けることもなく、うまく社会に適応できずに苦勞されている方々がおられると聞いていますので、全ての知的障害者に対する居場所の確保に取り組むべきであると考えます。



御所見を伺います。

○ **福祉部長（芦沢政美君）** 市といたしましては、困ったときに相談できる相談支援事業を開設しておりますので、まずは市や相談支援事業所に御相談いただき、そこから適切な支援につなげていくことが重要であると考えております。そのため、3年ごとに改定し、全ての手帳の所持者に配布する障害福祉のしおりなどにより、相談支援事業の周知に努めているところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** その相談支援事業の関連で、(2)、相談体制について伺います。①、現状と課題について伺います。

○ **福祉部長（芦沢政美君）** 相談体制の現状につきましては、市の障害福祉課や生活福祉課の生活困窮者自立相談などの福祉部内の各窓口や、レスポ一いなぎ、障害福祉の関連施設でさまざまな相談を受けております。さらに、障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つとして、稲城市社会福祉協議会及び社会福祉法人正夢の会に委託し、障害者相談支援事業を行っております。

課題につきましては、障害者の方の相談をよく聞き、抱えている問題の解消や、ニーズ等にきめ細かく対応できるよう、職員のスキルアップを図ることが課題と認識しております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 相談窓口同士の連携や相談内容の情報共有の現状について伺います。また、相談業務がオーバーフローしているような状況はないのかについても伺います。

○ **福祉部長（芦沢政美君）** 相談窓口同士の連携や情報共有につきましては、相談支援事業所連絡会を年に4回開催し、認定調査や困難ケース等の情報共有をしております。また、相談業務につきましては、現時点では滞りなく各事業所において対応できているところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** ②、今後の取り組みについて伺います。

○ **福祉部長（芦沢政美君）** 今後の取り組みにつきましては、引き続き、困ったときにすぐ相談支援ができる窓口として、体制を整備していくとともに、障害のある方が地域で安心して自立した生活を送るために、必要に応じて適切な障害福祉サービスを受けることができるよう、研修等を通じ、相談支援員の育成に努めてまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 知的障害者の中には、家族の庇護のもと、一切の支援を受けずに自宅で暮らしておられる方が多数おられるようですので、相談が来るのを待つだけではなく、訪問相談事業についても検討するべきであると考えます。御所

見を伺います。

○ **福祉部長（芦沢政美君）** 御本人や家族に困り感がない場合や、近隣に知られたくない場合もございますので、そうした潜在化しているケースについて、こちらから出向いて支援につなげることは難しいところがございます。しかしながら、民生・児童委員や関係機関から寄せられた情報などから、稲城市社会福祉協議会に委託している地域生活支援事業の地域活動支援センターが行っている生活相談事業の訪問——いわゆるアウトリーチで、支援を受けずに暮らしている障害者の方への支援につながった事例もございますので、引き続き地域の情報を得て、訪問相談を実施してまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (3)、就労支援について。①、現状と課題について伺います。

○ **福祉部長（芦沢政美君）** 知的障害者の就労支援の現状につきましては、市では、社会福祉法人正夢の会への委託により、稲城市障害者就労支援センターマルシェいなぎにおいて、就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域開拓促進コーディネーターとして、それぞれに常勤の職員を配置し、障害者の就労に関する相談支援を行っております。マルシェいなぎの平成28年度の就労実績につきましては、新規就労者が36人で、それに対して離職者が4人となっており、就労定着率が高い状況でございます。また、平成28年度に市内で初めて就労継続支援A型事業所が開設し、新たな業種の拡大を図ることができ、選択肢の一つとして、障害を持つ市民の通所もふえているところでございます。

課題につきましては、就労意欲のある障害者が多く、登録が年々ふえている中で、個々の障害特性や力量を把握し、就労に対する意識づけや職業能力を高めるとともに、障害特性に合った職場を見つけ、安心して働き続けられるよう支援していくことが課題であると認識しております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 確かに、御答弁された新しい事業所に就労された方は何人も知り合いの中にいらっしゃって、すごく喜ばれています。企業自体の障害者に対する支援の姿勢がすごくよくて、非常に評判がよくて、いい企業が来てくださってよかったと思います。これからもできるだけそういう企業が来られるように、うまくアピールしていただければと思います。

では再質問いたします。現在就労されている人数と、その方々への支援の現状について、事業別に伺います。

○ **福祉部長（芦沢政美君）** 就労している人数につきましては、一般就労が83人、特例子会社が42人、就労継続支援A型事業所が10人、第三セクターが2人でございます。

支援の現状につきましては、就労した後となりますので、職場訪問を行い、当事者

や採用企業に対しての面談や調整等を行ったり、生活相談や余暇の過ごし方などの就労定着のための支援を行ってきております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今御答弁にありましたように、就労される方がどんどんふえている状況ですので、逆に支援する体制のほうの手薄になるのではないかと心配しております。例えば、ジョブコーチ支援とか職場定着支援、職場復帰支援、離職時の支援など、さまざまな支援が必要なわけですが、だんだん就労される方がふえてくると、そういうきめ細かな支援が少々不足しているのではないかと心配しているのですが、現状と課題について伺いたいと思います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） 現状につきましては、マルシェいなぎにおいて、訪問型ジョブコーチや社会福祉士、相談支援専門員等の資格を持っている職員を配置し、職場体験実習などの就労準備支援を初め、職場定着のための職場訪問や定期面談、必要に応じてジョブコーチ支援など、さまざまな就労支援を行っております。

課題につきましては、新規の就労者数や就労定着率も高く、一定の成果を上げてきていることから、引き続き、障害特性に合った職場を見つけ、安心して働き続けられるよう、きめ細かな支援を行ってまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） ぜひよろしく願いいたします。

②、今後の取り組みについて伺います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） 今後の取り組みにつきましては、引き続き、就労に向けた準備支援や生活支援だけではなく、就労した後も職場訪問や面談を通じて本人や企業に対して助言・支援を行うなど、御家族や関係機関などとも連携を図りながら、着実な就労を目指して、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 就労意欲のある障害者全ての方が就労して職場定着できるような支援の体制づくりが必要であると考えます。御所見を伺います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） 就労への支援体制づくりは重要であると認識しておりますので、障害者の方が就労した後も、職場定着できるよう、引き続き、きめ細かく丁寧な支援を行ってまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） (4)、グループホーム等の自立支援について。①、現状と課題について伺います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） グループホーム等の自立支援の現状につきましては、障害のある方が地域の中で家事等の支援を受けながら少人数で共同生活を送るグループホームや、日中活動も含めて施設で入浴・排泄等のさまざまな介護を受ける施設入所支援がございます。市内には知的障害者のグループホームが4カ所あり、定員は

合計21人で、施設入所支援は1カ所で、定員は50人でございます。

課題につきましては、現在は家族と一緒に暮らしている知的障害者の保護者等の高齢化による将来的なニーズへの対応が課題であると認識しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） それでは、市外のグループホームを利用されている人数について伺います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） 市外のグループホームを利用されている方の人数につきましては、平成29年3月末現在で28人でございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） ②、今後の取り組みについて伺います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） 今後の取り組みにつきましては、引き続き第4期稲城市障害福祉計画に基づき、当事者の障害特性に応じたグループホームの整備について、設立を検討している法人等からの相談に対して情報提供やアドバイスを行うなど、各法人とともに新たな確保策を検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） それでは、グループホームの新設に関する今後のスケジュールについて伺いたいと思います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） 今後のスケジュールにつきましては、現時点では具体的には決まったものはありません。引き続き、新規開設を検討している法人等からの相談があった場合には、情報提供などを行ってまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 現在御家族と一緒に暮らしておられる知的障害者の保護者の皆様からは、家族の庇護のもとに暮らしていくことができなくなった時点でグループホームに入ることができるようにしてほしいと考えているが、現実的には不可能であるように思われるので、とても心配だとの声を聞いています。家族と一緒に暮らしている現在の生活と、グループホームを利用する生活というのは、御家族にとってかなりの隔りがあるのだと思います。例えば、将来グループホームへの入所を希望されている障害者を対象にショートステイ事業を行い、1日宿泊から始めて、段階的に連泊経験を積み重ねていけば、グループホームでの生活への抵抗感や困難度が低くなるのではないのでしょうか。グループホームへの抵抗感や困難度などを低くする取り組みを検討するべきであると考えます。こういうショートステイ事業を知らない方が結構多くいらっしゃるって、既に支援につながっている方々は御存じのようなのですが、そうでない方が相当いらっしゃるって、そういう方に対してどうしていくかということが大事だと思いますので、御所見を伺いたいと思います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） グループホームへの抵抗感などを低くすることは、自立に向けた重要な支援と考えております。そのため、現在、市や相談支援事業所にお

いて相談を受けていく中で、サービス支給の対象として、日ごろから自宅以外のところで宿泊する短期入所——いわゆるショートステイの利用を支援しております。また、グループホームに入所する前には、短期入所を使って、そのグループホームに連泊したり、1週間程度の体験入所を行うなど、施設と連携を図りながら、スムーズに入所できるように支援しておりますので、今後も御相談があれば、紹介してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (5)、知的障害のある方の将来の安心を確保するための公的支援について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） 知的障害者の方への公的支援につきましては、稲城市知的障害者団体連絡協議会安心安全連絡会や知的障害者（児）の親の会などと情報交換していく中で、ニーズ等の把握に努めてまいります。また、第4期稲城市障害福祉計画にありますように、既存の事業者とも継続的に協議し、新たな確保策を検討していくとともに、第5期稲城市障害福祉計画の策定に向け、事業者や当事者団体、地域自立支援協議会などで協議してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 公的支援を拡充するためには、施設を増設することが不可欠であります。本市の民間の土地においては、福祉施設における収入と維持管理費や運営費などの支出に見合った土地が見つからないことから、福祉施設の建設が進んでいないように思いますので、市・都・国などの公有地の積極的な活用を図るべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 福祉部長（芦沢政美君） 公有地の積極的な活用につきましては、市ではこれまでも大丸都営住宅の跡地利用などで福祉施設等への活用を都に要望してきたところがございますので、引き続き、公有地の活用を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 項目番号7、歩車共存道路などの歩道のない生活道路における速度抑制対策について伺います。

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を行う生活道路対策は大変有効であり、本市においても実施されていますが、さらに対象区域を広げるべきであると考えます。

そして、歩道のない市道における歩行者等の安全を図るためには、車両の速度抑制対策を実施するとともに、凸部を設けたハンプやイメージハンプ、ロードポールの設置などの速度抑制対策を実施するとともに、道路の中央付近を歩行者や自転車等が通行していても、クラクションを鳴らして通行するのではなく、車両の窓をあけて一声かけて道を譲ってもらうような優しい心で通行するようなコミュニティー道路とな

るような施策を講じるべきであると考えます。

(1)、本市において道路標識等により最高速度が指定されていない市道の最高速度について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 道路交通法第22条では、標識等による指定がない道路では、政令で定める最高速度を超える速度で進行してはならないと規定されており、さらに道路交通法施行令第11条では、最高速度は、自動車にあつては60キロメートル毎時とすると規定されておりますので、標識等により最高速度が指定されていない道路における最高速度は時速60キロメートルとなります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 道路が狭ければスピードを出さないだろうということから考えられていて、では実際に生活道路で抜け道というと、狭くても60キロを超えて走行するような車もあります。先日インターネットにも、中学生がクラクションを鳴らしてもどかないので、それこそあおってあおって、いざとなったらひき殺してもいいようなことが映像で出ていましたけれども、ああいう非常に理不尽なことを考えるようなドライバーがやはりいるのです。私どもがふだん歩道がない道路を歩いていて、非常に危険な運転をしている車両がふえています。一つは、インターネットの普及によって、さまざま、ネットで道路も見られますし、車両に設置されているカーナビをセットすると、一番近い道を誘導するではないですか。私が見ていても、すごい狭い道まで誘導されて、あるときなどは、階段なのに、そこへ行けと、普通では考えられないところに誘導されたりするのです。先日も、うちの近くを物すごい勢いで飛ばしていく車があるので、びっくりして見たら、ナンバーが横浜ナンバーだったりして、カーナビで来たのかということです。ただ、カーナビで来れば、一方通行を逆走することはないのですけれども、狭い道路を早く抜けようとしてアクセルを踏み込むような場合があるので、それで今回質問しているのですが、どう考えても理不尽です。狭い道路で最高速度は60キロと言われて、ゾーン30で設定しているところは30キロでしょう。そこは歩道もあって広い道路であつたりするので、どう考えてもおかしいのです。本来は、道路の幅員とか、歩道の有無、交通量、通学路か否かなどを考慮して、全ての道路に最高速度がきちんと指定されるべきであると思うのです。なぜ最高速度が指定されていない道路が存在するのかということについて、まず伺いたいと思います。

また、どのような手順で道路の最高速度が指定されているのかについても伺いたいと思います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 最高速度が指定されていない道路に関しましては、警視庁による現地の実勢速度の確認の際に、道路幅員が狭いなどの理由により、速度が高くないと判断された道路については、標識等による最高速度の規制は行っておりません。

また、最高速度が指定される場合に関しましては、警視庁が現地の実勢速度を基準として、市街地か否か、交通量や道路の見通し等の状況から、通行車両の走行速度を

下げる必要があると認めたとときに、東京都公安委員会の決定に基づき、現地に標識等が設置されます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 現状の考え方とか進め方はわかりました。

(2)、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するための施策について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するための施策につきましては、これまでも、通学路点検の実施、路面へのポストコーンの設置による減速対策やカラー舗装など、さまざまな施策を講じてきております。今後も、多摩中央警察署、市や地域が一丸となって交通安全対策に取り組み、歩行者などの安全を確保していくことが大切であると考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 最近の実例と今年度の予定について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 最近の実例といたしましては、速度抑制のため、稲城駅前の横断歩道付近及び大丸地区の旧川崎街道のJR南武線高架橋が交差する部分の横断歩道付近へのポストコーンの設置をしております。

今年度の予定といたしましては、市職員によるパトロール、通学路点検や、市民からの要望などに基づき、必要なところから順次対策を講じてまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 歩行者の安全を確保するためには、本市内の全ての市道の最高速度を30キロメートル毎時に指定することや、幅員が6メートル以下の歩道のない生活道路は全て歩車共存道路とするなどの思い切った交通安全対策を講じるべきであると考えます。そうすれば、カーナビによって走る人も、結局30キロに制限されていれば、そこを通る時間がかかるわけではないですか。それよりは幹線道路を60キロで走行したほうが早いとカーナビも計算しますので、幹線道路をきちんと行くようになると思うのです。そのようなことをやっていかなければ、幾らやったらって抜け道として、ふだん余り車が通らないところを物すごいスピードで通られるということがこれからも起きてきて、交通死亡事故がふえてくる。今、生活道路のほうが交通死亡事故がふえているとも聞いていますので、そのような抜本的な対策をしない限り改善しないと思うのです。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 市内の全ての市道の最高速度を30キロメートルに指定することにつきましては、地域ごとに実情が異なることから、それぞれの地区の特性を分析し、地域に見合った対策について、一定の区域ごとに多摩中央警察署と協議してまいりたいと考えております。また、人と車両の通行空間を分離する歩車共存道路も、交通安全対策の一つであると考えられますので、最高速度30キロメートルの速度規制と同様に、多摩中央警察署と協議を行い、生活道路における歩行者の安全確保をまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） （3）、本市内におけるゾーン30の指定区域について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 市内で東京都公安委員会の決定に基づくゾーン30は、壱台地区に指定がなされております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今後の予定を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 現在のところ、市内で新たにゾーン30を指定する予定の区域はございません。

○ 18番（大久保もりひさ君） （4）、歩行者等の安全な通行を確保するために、歩道のない市道をゾーン30などにより速度を制限するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 東京都公安委員会の決定に基づくゾーン30は、区域内に居住されている方々の同意をいただき、指定された区域内の道路を時速30キロメートルに速度規制するとともに、車両の通行部分の幅員を物理的・視覚的に狭くすることなどにより、運転者に対し減速を促すような道路構造をあわせて取り入れ、区域内を走行する車両の速度を抑制することを目的とした交通安全対策であります。導入に当たりましては、居住者の同意を初め、多摩中央警察署と協議しながら、地区の特性などを分析し、その有効性について研究を行っていく必要があると考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） ゾーン30を導入する際の具体的な手順について、壱台地区を例として説明願います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 壱台地区にゾーン30が導入された経緯といたしましては、地区内に居住されている方が市に、尾根幹線を迂回する車両がスピードを出して走行して危険であるとの意見を寄せられたことから、多摩中央警察署と対策を協議していく中でゾーン30による対策の話が出てまいりました。ゾーン30による対策を講じるためには住民の同意が必要となることから、自治会等を通じて具体的な実施内容などについて説明を行った結果、皆様の同意が得られたため、警視庁による現地実査を経て、東京都公安委員会の決定を受けてゾーン30の指定がなされたものです。

○ 18番（大久保もりひさ君） （5）、本市の本格的な歩車共存道路であるペアリーロードは、車両の速度を抑制して、歩行者の安全を確保するために、車両の通行部分をジグザグに舗装したり、街路灯を車両通行ゾーン内に設置したり、交差点の舗装の色を変えたり、交差点に自動発光道路びょうを設置していますが、時折スピードを上げて通過していく危険車両を散見します。そこで、ペアリーロードの歩車共存道路ゾ



ーンを本市のモデル地区として、ゾーン30などによる速度抑制対策に取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** ペアリーロード及び周辺区域への車両の速度抑制対策につきましては、居住者や自治会の方々の考えや御意見をお聞きしながら、地区の特性を分析し、ゾーン30を初め、課題に見合った対策方法やその有効性について、多摩中央警察署と協議しながら、研究を行っていく必要があると考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 居住者や自治会の考えを聞きながら協議・検討することですが、市民が声を上げるのを待つのではなく、担当部署が中心となって、多摩中央警察署と協議しながら、地域ごとの特性を専門的な見地から分析した上で、歩道のない生活道路における速度抑制対策案を地域住民に提示して進めていくべきであると考えます。御所見を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 生活道路における交通安全対策につきましては、地域特性、住民要望、事故の発生状況や現地の実査などを踏まえて、地域住民や交通管理者である多摩中央警察署とともに、具体的な速度抑制対策について協議し、情報を共有しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** ありがとうございます。以上でございます。